

YAMAGATA

みんながで"支える

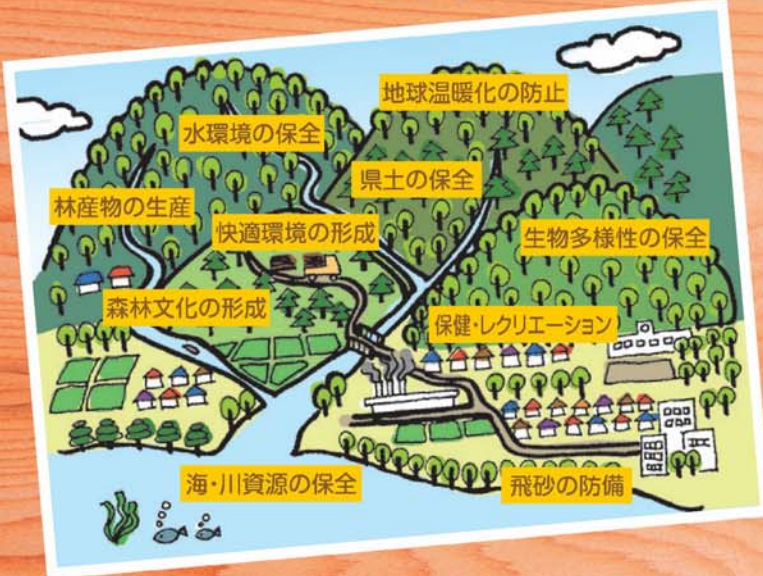
子ども 夢 未来宣言
YAMAGATA

未来づくり

「やまがた緑環境税」を活用した取り組み



わたしたちの暮らしを支える
“森林”のはたらき



雨水を蓄え
洪水や渇水を緩和し、
おいしい水をもたらします。

木の根や地表の落ち葉などが、
土砂の流出や山崩れを
防ぎます。

いろいろな動植物の
生息の場であり、
癒しの効果をもっています。

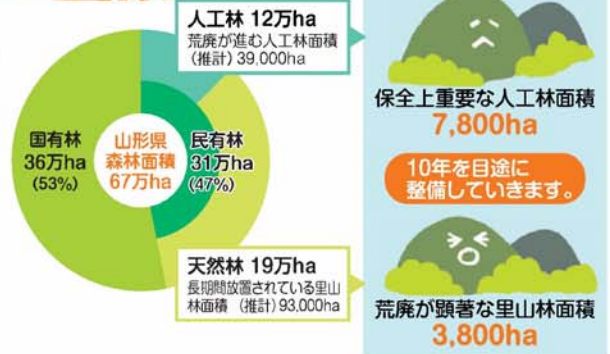
大気中の二酸化炭素を
吸収・貯蔵します。

気がつきにくいことですが、森林は私たちの生活に欠かせない水や空気をきれいに保つ上で、重要な役割を果たしています。そのため、手入れされずに荒廃する森林が増えてくると、県民生活への悪影響が懸念されます。このことを私たち県民一人ひとりが、自ら直接関わる問題と

1. 荒廃が進んでいる森林の整備

枯れている木や成長の良くない木を間引いて、林の中に光を当てることにより、スギなどの針葉樹とナラなどの広葉樹が入り混じり、下草が繁茂した森林やいろいろな樹齢からなる森林へ誘導するなど、本来、森林が持っている働きが十分発揮できるようにします。

また、松枯れやナラ枯れなどの被害により荒廃した里山林の再生を行います。



スギ人工林を広葉樹が入り混じった森林へ誘導します



スギ人工林をいろいろな樹齢からなる森林へ誘導します

森林の持っている働きをより高度に発揮できる多様な世代の木が入り混じった森林にします。



病虫害などで荒廃した里山林を再生します

病虫害によって枯れている木などを切ったり、広葉樹の植栽を行うほか、表土が流出するおそれのあるところは簡易な木製柵の設置などを行います。

これらの事業に際しては、将来にわたって本来森林の持つ働きが発揮できるよう、森林所有者に対して長期間、皆伐（一度にすべての木を切る）や転用（森林でなくしてしまう）を禁止するなどの措置を講じることとしています。

森林資源の循環利用を促進します

森林整備で発生する間伐材を利用可能な資源として搬出する取組みを支援します。

木の香るやまがたの街づくりを推進します

木の循環利用により、森林の適切な管理を促すため、県産木材の良さを広く普及啓発するとともに、地域住民等が県産木材を生活空間に取り入れる活動を支援します。



へ引き継ぐために取り組もう!

して捉え、森づくりに取り組み自然環境を支えていくことが必要な時期にきています。

やまがたの豊かな緑を、かけがえのない財産として未来へ引き継ぐため「やまがた緑環境税」を導入し「みんなで支える森づくり」に取り組めます。

2. 県民参加による森づくり

県民一人ひとりに森林の大切さを理解していただくため、地域による森づくりや自然環境の保全活動などを支援します。



森づくり活動を募集します

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

NPOやボランティア団体による森づくり活動などの取組みを募集し、支援します。

応募できる団体

NPOや企業、町内会やPTAなどの地域団体、その他各種ボランティア団体

応募の対象とする取組み

1. 森林での保全・体験活動
2. 河川等の水環境の保全活動
3. 希少野生生物等の保全活動

支援事業の決定

応募のあった事業について、「やまがた緑県民会議」で審査し、支援する事業を決定します。

なお、支援金額については、取組み内容により一定の上限額を設けています。

地域の独自性を活かした取組みを市町村が実施します

市町村が実施する地域の独自性を活かした森づくり活動などの取組みを支援します。

先導的・モデル的な取組みを県が実施します

河川周辺での水環境整備や野生生物保全の取組み、子どもたちへの自然環境学習の推進や指導者の育成、教材の開発などを県が率先して実施します。



3. PR活動や効果検証など

森づくりへの理解を深めるためのイベントの開催やPR活動を実施します。取組みの効果検証や見直しを実施し、県民のみなさんの意見を反映させます。

「やまがた緑県民会議」を設置します

県民各層の代表や一般公募者により構成される第三者機関として設置し、主に下記の活動を行います。

- ・やまがた緑環境税を活用した事業についての評価、検証
- ・公募事業の審査
- ・新たな森づくりの普及啓発の推進



平成19年6月2日に遊学の森(金山町)で「やまがた森の感謝祭」が開催されます。



毎年6月第1土曜日は「やまがた森の日」です。

やまがた緑環境税



Q みんな1,000円納めるの？

A 対象となるのは、住民税が課税されている方です。
 例えば、1人だけに課税されているご家族では、1,000円を納めることとなります。一つの目安ですが、年金やアルバイトなどの収入があっても、現在、住民税が課税されていない方は、所得や家族構成などの生活状況が前年とまったく変わらなければ課税されません。

所得がある方だけ1,000円納めます。



納める人は？

住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じです。

- 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人
- 法人：県内に事務所等を有する法人

納税のしくみは？

住民税といっしょに納税するしくみです。

住民税に加算される次の額をいっしょに納めていただきます。

納める額は？

- 個人：年**1,000円**
- 法人：法人県民税均等割額の**10%相当額**

資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税 額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

納める方法は？

個人	給与所得者	住民税（県民税）と合わせ給与から差し引きされます。
	給与所得者以外の方	住民税の納税通知書により、最寄りの金融機関の窓口などで納めてください。
法人		法人県民税の申告納付の際に合わせて納めてください。

制度の点検等は？

5年後を目途に、制度の点検・見直しを実施します。

税の管理は？

納めていただいた税金は、他の税金と区分するため、全額を基金に入れて管理し、新たな森づくりに限定して使わせていただきます。

税収の規模は？

約**6億円**（平年度ベース）

■お問い合わせ先／〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 山形県庁内

税のしくみについて

総務部税政課

〈課税担当〉

TEL 023-630-2069

FAX 023-630-2136

E-mail zeisei@pref.yamagata.jp

森づくり・税の使いみちについて

文化環境部みどり自然課

〈みどり環境担当〉

TEL 023-630-2207

FAX 023-630-2133

E-mail midori@pref.yamagata.jp

農林水産部森林課

〈森林整備担当〉

TEL 023-630-2529

FAX 023-630-2238

E-mail shinrin@pref.yamagata.jp

詳しくは、県ホームページをご覧ください。